

営繕工事設計者業務執行能力評価基準

営繕工事設計者業務執行能力評価要領第3に規定する基準は次のとおりとする。

1 評価の基準

- (1) 建設部長は、秋田県建設コンサルタント業務入札参加資格審査申請の建築関係設計事務所詳細調査票により、技術者の構成、受注実績等を、別表1 評価表により評価するものとする。
- (2) 別表1 評価表の技術者の構成にかかる能力点の算出は、別表2 能力点評価表によるものとする。

2 その他

この要領に定めるものの他必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成 9年 5月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成11年 5月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年 5月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年 7月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年 1月19日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年 2月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成23年 1月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準に基づき作成される営繕工事設計者評価名簿は、平成23・24年度適用建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿（平成23年5月1日から適用予定）に登載後適用するものとし、適用期日については、なお、従前の例による。

附 則

この基準は、平成24年 4月 1日から施行する。

別表1 評価表

・技術者の構成、受注実績等の評点は下表により算出する。

区分	評価点						
技術者の構成	能力点	1～60					
	点	上限を60点とする					
受注実績 (税込み) 過去2ヶ年の合計	総受注額(千円)						
	千円	5,000未満	5,000以上～ 20,000未満	20,000以上～ 50,000未満	50,000以上～ 100,000未満	100,000以上～ 200,000未満	200,000 以上
	点	5	10	15	20	25	30
その他の要素	考慮事項						点数
	○構造設計一級建築士の有無						5
	○設備設計一級建築士の有無						5
	○建築設備士の有無						5
○建築積算士の有無						3	
	点	上限を10点とする					
処分歴 過去2ヶ年以内	秋田県から指名停止処分を受けた期間			9ヶ月未満			-3
				9ヶ月以上			-5
総合点	摘要						

別表2 能力点評価表

・建築技術職員等各自の能力点は下表により算定する。

	資 格	能 力 点
技 術 者	一級建築士	10
	二級建築士	5
	木造建築士	2